

あいち環境学習プラザ物品等貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、あいち環境学習プラザにおける物品等の貸出の取扱いについて必要な事項を定める。

(貸出物品等)

第2条 貸し出しする物品は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 Web サイト「エコリンクあいち」内「あいち環境学習プラザ」の「貸出機材・教材をさがす」に掲載されているもの
- 二 あいち環境絵本
- 三 「あいちの未来クリエイト部」において参加グループが作成した環境学習プログラム等の教材

(貸出機関)

第3条 物品の貸出は、愛知県環境局環境政策部環境活動推進課環境学習グループ（あいち環境学習プラザ）（以下、「貸出機関」という。）が行う。

(貸出対象者)

第4条 貸出対象者は、県、県内各市町村、一般県民、県内に所在または県内で活動する企業、学校及び団体のほか、貸出機関が適当と認めるものとする。

(貸出・返却方法)

第5条 物品の借用を希望する者は、事前に貸出機関に貸出状況等を確認した上で、「借用申込書」（様式1）を貸出機関あて提出するものとする。

- 2 貸出機関は、前項による申請が適当と認められるときは、当該物品を貸出すものとする。
- 3 貸出を受ける者（以下「借受者」という。）は、貸出物品を貸出機関から直接受け取り、直接返却することを原則とする。
- 4 第2条第三号に規定する物品の借受者は、返却時に「教材使用報告書」（様式2）を提出するものとする。

(貸出数量)

第6条 ビデオ・DVDについては、1回の貸出につき5本までとする。

(貸出期間)

第7条 貸出期間は原則として2週間以内とする。ただし、第2条第三号に規定する物品については、3週間以内とする。

(注意義務)

第8条 借受者は、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。

(留意事項その他)

第9条 借受者は、貸出物品を使用して営利目的の活動を行ってはならない。

- 2 借受者は、貸出物品を使用して法令、公序良俗に反し、または反するおそれのある活動をしてはならない。
- 3 借受者は、貸出物品を第三者に転貸してはならない。
- 4 借受者は、貸出物品を亡失又はき損し、若しくは著しく汚損したときは、速やかに「物品亡失届」(様式3)を提出するものとする。
- 5 第2条第三号に規定する教材は、使用する場所・状況等に応じて内容の一部を変更して使用することができる。ただし、その場合は「教材使用報告書」にその内容を記載するとともに、教材を原状復帰して返却するものとする。
- 6 貸出機関は、借受者が上記の事項に違反し、かつ、是正される見込みがないと認められるときは、当該使用を禁止し、または貸出を取り消すことができる。
- 7 貸出機関は、貸出に必要な個人情報、目的以外には使用しないものとする。
- 8 この要領に定めるもののほか、物品等貸出について必要な事項は、貸出機関が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月28日から施行する。

この要領は、平成24年4月25日から施行する。

この要領は、平成30年3月2日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。